

第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 歴 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 12 月 18 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P122～P133
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P134～P144
環境保全のための措置		P144
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮 の程度	P145～P147
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年11月16日 (2) 担当委員 日下 博幸 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 私たちの住む町を寸断し横切る環状第4号線高架道路建設計画が浮上し、完成すれば高層ビルと高架道路に囲まれ、日照、騒音、大気汚染、風害、電波障害などの公害をまともに受け、長年にわたり引き継がれてきた景観、環境、コミュニティが破壊されてしまいます。
- 2 環状第4号線と高輪公園に挟まれた低層住宅地は、この都市計画変更による橋りょうの新設と拡幅により、これまでの閑静な居住環境が一変して、橋りょうを通過する1日約30,000台、側道を通過する同10,000台の自動車による排気ガス、走行騒音及び振動並びに橋りょうの構造物による日照障害がもたらされることとなり、現在の居住環境が一挙に悪化することが明らかです。
- 3 交通量がどれだけ増えるかが明らかにされていませんが、少なくとも現状より増えることは明らかです。それに伴い二酸化窒素、浮遊粒子状物質が大きく増えることは明らかです。既に拡幅されている通称プラチナ通りの交通量の増大も懸念されると地域住民は心配しています。

関係区長の意見

【港区長】

- 1 事業の実施により、そのアクセス道路となる現在の環状第4号線（都道418号・外苑西通り）、放射第3号（都道312号・目黒通り）、放射第1号（国道1号・桜田通り）、補助第14号（特別区道1024号・メリーロード高輪）、放射第19号（国道15号・第一京浜）、補助第146号（都道316号・旧海岸通り）及び放射第18号（都道316号・海岸通り）の交通量が増えることで、騒音、振動及び大気汚染その他の環境への影響については、少なからず悪化することから、影響が最小限となるよう、環境保全のための措置のほか、できる限りの工夫や対策を講じてください。
- 2 建設作業等にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

【品川区長】

意見なし

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 生物・生態系 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 12 月 18 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P209～P237
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P238～P247
環境保全のための措置		P248
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮 の程度	P249～P250
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年12月4日 (2) 担当委員 池邊 このみ 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 東京都では、「崖線の緑を保全するためのガイドライン」において、都内でもこの地域の崖線について保存を検討すべき対象として存在が明記されているところです。しかし、説明会及び「都市計画変更素案（複数案）及び特例環境配慮書のあらまし」では、自然植生の豊富な空間としての崖線の存在に全く言及されておらず、逆に急傾斜崩壊危険箇所の観点から斜面安定のための工事上の配慮しかされていないため、擁壁等により崖線の緑が破壊されることが危惧されます。

このため、環状第4号線の工事实施に当たっては、同線に直接かかる部分以外の崖線について、貴重な自然植生があることを強く認識していただくとともに、仮設工事や建設機械等により損傷することがないように十分留意していただきたく、強く要望します。

- 2 「保護上重要な野生生物種」が少ないから、車道の両側に植樹帯を設けるからと、現在の樹木を伐採して環境保全とは言えません。

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大騒 地 生日 電景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 12 月 18 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P262～P266
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P267～P269
環境保全のための措置		P270
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮 の程度	P271
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年12月5日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

私たちの住む町を寸断し横切る環状第4号線高架道路建設計画が浮上し、完成すれば高層ビルと高架道路に囲まれ、日照、騒音、大気汚染、風害、電波障害などの公害をまともに受け、長年にわたり引き継がれてきた景観、環境、コミュニティが破壊されてしまいます。

関係区長の意見

【港区長】

橋梁構造部の区間では、橋梁が周囲の景観を崩さないよう、色彩や意匠について配慮し、調和のとれたものとしてください。また、日照等の影響が最小限となるよう工夫するとともに、電波障害等の影響が出る物件については、適切な対処をするなど丁寧な対応をしてください。

【品川区長】

意見なし

第二部会 審議資料

資料 1 - 4

(事業名) 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 廃棄物 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 12 月 18 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P295～P298
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P299
環境保全のための措置		P300
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度に対する配慮 の程度	P301～302
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年12月6日 (2) 担当委員 池本 久利 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

関係区長の意見

【港区長】

解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録して保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告及び届出並びに飛散防止対策を講ずるとともに、廃棄物処理を適切に行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。

【品川区長】

意見なし

項目：廃棄物

意見	意見の取扱いについての事務局案
工事の施行に伴う建設廃棄物等の予測において、区間別に排出量、再資源化量等を推計しているが、高輪・港南区間においては、複数の道路構造となっていることから、道路構造別に排出量、再資源化量等を推計し、環境影響の程度について評価すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。